

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年1月30日（金）13:47～13:58
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### ＜WG委員＞

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授  
委員 阿曽沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表  
委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授  
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長  
委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授  
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

#### ＜関係省庁＞

朝川 知昭 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長  
竹野 佑喜 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐  
山本 大作 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課係長

#### ＜事務局＞

松藤 保孝 内閣府地方創生推進室参事官  
宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 地域限定保育士試験に係る試験実施の権限移譲
  - 3 閉会
- 

○宇野参事官 それでは、次のヒアリングに入りたいと思います。

先日、仙台市のほうからヒアリングをしたところ、地域限定保育士、これは臨時国会に提出した法案の中に盛り込んだものでございますが、それにつきまして、仮に仙台市が特区に指定されると、保育士試験自身は都道府県知事が行うということになっておりまして、そうすると仙台市が特区に指定された場合に区域の範囲と特例の範囲が矛盾するということがあつて、動かなくなるのではないかと。したがつて、地域限定保育士の場合に試験実施の権限を仙台市の方におろしてもらえないかという提案がございました。そこで、本

日、厚生労働省のほうからヒアリングをするということでお越しいただいた次第でございます。

それでは、座長、よろしくお願ひします。

○八田座長 お越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○朝川課長 まず、現行の規定と予定している改正法案の事実関係の御説明を簡単にしますけれども、一般的な規定である児童福祉法、1枚目のほうは、18条の8という三つ目の条文の2項のところを見ていきますと「保育士試験は、毎年一回以上、都道府県知事が行う」と書いてありますと、ここには政令市の特例がないということでございます。

2枚目でございますけれども、こちらは国家戦略特区の改正法案、これは臨時国会に提出したもので、通常国会も基本的に同じような内容で今考えておりましたけれども、12条の4の6項のところです。「国家戦略特区区域限定保育士試験は、厚生労働大臣の定める基準により」云々で、都道府県の知事が行うとなっていますので、これも政令市の特例規定を設けていないので、このままでいくと、今、御提案の仙台市がやるという形にはなっていないというのが、事実関係としてはそうでございます。

では、それをどうするかという点ですけれども、最終的には省内でこれからもう少し上も含めて検討させていただきたいということでございますが、いくつか論点があろうかと思いますので、今気づいている論点を少し申し上げたいと思います。

まずは一つは、仮に2回目の試験を宮城県がやられるとなると、おそらくその場合に重ねて仙台市がやるとなると合理性があまりなくなってしまうので、もし政令市がやれるようになるのだったら、都道府県が2回目をやらない場合にやれるようにするのかなと思います。

あとは、やはりこれは地域限定の仕組みですので、それなりエリアというか人口規模があったほうがいいと思いますので、権限を移譲するにしても、今回は提案が仙台市ですので、政令市なのかなと思います。

あと細かいところは色々あるのですけれども、少し懸念点としてありますのは、仙台市のケースで考えると、仙台市の周りの市町村にも待機児童がいますので、もし仙台市が独自に地域限定の試験の仕組みをすると、周りから吸収する効果があると思いますので、周りの市町村との関係がちょっと気になる点としてはあります。でも、これは宮城県が仮に特区の仕組みでやったとしても、仙台市にしか効力が生じない仕組みになっていますので、その場合でも発生している問題かもしれませんけれども、一応懸念点としてはそういうところがあって、自治体間の利害に反することがあるような気もします。

いただいたお題でいきますと、今のところはそんな感じです。

一応、仙台市からのヒアリングの議事録を見させていただきましたけれども、宮城県が仮に実施するときに、仙台市以外のところに効力が及ぼせないのかという論点も言われていたような気がするのですが、そこの点は臨時国会の法案を出すときに私どもは法制局に

相談して、東京都を念頭に置いて、東京都も一部の市町村しか特区になっていないので、もし東京都がやる場合に、東京都全域で効力が生じるような感じにできないのかということは一応検討したのですけれども、やはり法制的に無理だということを言われているので、一応そういうことがあったということも付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問、御意見はございませんか。

はい。

○鈴木委員 元々試験を2回やるという話は、待機児童対策という意味で規制改革会議とかその辺が出していた話なので、どちらかというとニーズとしては宮城県全体が合意をとって特区としてやってくれと言い出すよりは、仙台のように待機児童が深刻なところが出しだすだろうということなわけですね。例えば今回は仙台の話ですけれども、仙台以外にもニーズがあるとすると、例えば神奈川県とか静岡県とか千葉県とかいう単位で何かやろうというよりは、やはり千葉市がやりたいし、横浜市がやりたいし、川崎市がやりたいし、相模原市がやりたいというような、要するに待機児童と密接にあるニーズだとすると、政令市などが出しどうが非常にニーズとしてあると思うのです。せっかくこれは一回廃案というか、臨時国会でもう一回出すわけですね。だから、政令市というものを加えてもう一回法制局にかけていただくということはできないのでしょうか。

○朝川課長 今日この場で結論は申し上げられないのですけれども、そういうことも含めて中で相談をするということを申し上げたつもりです。

○鈴木委員 なるほど。先ほど、周りの市町村が吸収されてしまう効果があるのではないかという話だったのですけれども、逆に、特区という枠組みなので、もし吸収されて嫌だと隣の市が言つのであれば特区の提案を出せばいいということなので、そこで公平性みたいなものは、逆に特区の提案をするということで担保されているのではないかと私は思います。

あともう一つ、不明確な知識で申し訳ないのですけれども、数日前に日経新聞に、子ども・子育て会議で試験を2回やるというものが出ていたとか出でていないとかいう記事が出ていたような気がするのですけれども、それはどういう状況なのでしょうか。

○朝川課長 子ども・子育て会議とは書いてあったのかもしれませんけれども、多分、記事の出元は、1月14日の予算編成の日に、同日に私どもは保育士確保プランというものを公表させていただいているのです。そこに試験2回の話を書いてございまして、そのことが記事になっているのではないかと思います。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○八田座長 一つだけ。2番目の懸念点は、基本的には、例えば仙台で資格を取ったら、それは仙台だけで何年間かは有効だと、それが担保の仕方だと思うのですね。だから、3年が短過ぎるという意見はあり得るかもしれないけれども、基本的にはそれで、あまり周

りには迷惑をかけないで済むのではないかと思います。

○原委員 周りの自治体に迷惑がかかる可能性があるというのは、これは別に政令市にすると出てくる問題というよりは、むしろ特区制度そのものの問題ということで、そこはもう乗り越えられたということなのですね。

○朝川課長 そういうことですかね。

○八代委員 でも、逆に、政令市ではなくても待機児童が多いところはありますね。だから、別に政令市で区切るというのは、規模からいうと県の次が政令市だからという、それだけの話ですか。

○朝川課長 3年間はそのエリアでしか勤められないので。

○八代委員 あまり小さいと意味がないということですね。

○朝川課長 ええ。

○八田座長 それから、県がやればいいのですけれども、やれないところで政令市が主導権を持って。

他にございますか。

非常に前向きなお話を伺えて大変ありがとうございます。それでは、またよろしくお願ひいたします。